

学校教育における法教育と地域社会，家庭教育との連携について

1 法教育研究会・論点整理

学校の教員による法教育を中心としつつも，法律の専門家等の支援，家庭教育との連携，地域社会とのかかわりなどについても検討する。

2 中学校学習指導要領及び解説

中学校学習指導要領（第 1 章第 6（12））

開かれた学校づくりを進めるため，地域や学校の実態等に応じ，家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。  
（後略）

中学校学習指導要領解説

各学校は，家庭や地域の人々とともに生徒を育てていくという視点に立ち，開かれた学校づくりを進めていく必要がある。すなわち，学校，家庭，地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し，相互にバランスのとれた教育が行われるよう，学校は家庭，地域社会との連携を深め，学校内外を通じた生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。

そのためには，教育活動の計画や実施の場面では，家庭や地域の人々の積極的な協力を得て生徒にとって大切な場である地域の人的・物的環境を一層活用していくことが必要である。（後略）

3 司法制度改革推進本部顧問会議における議論状況

第 11 回顧問会議（平成 15 年 7 月 1 日開催）における佐藤幸治顧問  
発言

「（法教育の）やり方については，確かに今おっしゃったようにいろんな工夫が必要なのかもしれませんね。コミュニティーとの連関もある。今まで，例えば地方の図書館とか公民館とか，ああいうものを使いながら，やり方がいろいろあり得るんじゃないかという気がするんですね。やり方も含めて研究会でお考えいただければと思います。」